

使用前検査申請書

廃炉発官R2第166号
令和2年10月30日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条
の3第7項の規定により次のとおり検査を受けたいので申請します。

<p>発電用原子炉施設の設置又は変更に係る事業所の名称及び所在地</p>	<p>福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町及び双葉町</p>
<p>申請に係る発電用原子炉施設の概要</p>	<p>福島第一原子力発電所 使用済燃料共用プール設備 ※ 使用済燃料収納缶（大） 25個 ※ 実施計画 II.2.12.2.1 要求仕様参照</p>
<p>実施計画の認可年月日</p>	<p>平成25年8月14日 (実施計画の変更認可年月日：令和2年4月7日)</p>
<p>検査を受けようとする工程</p>	<p>構造、強度又は漏えいに係る試験をすることができる状態になった時 工事の計画に係る工事が完了した時</p>
<p>検査を受けようとする期日</p>	<p>自 令和2年11月30日 至 令和2年12月24日</p>
<p>検査を受けようとする場所</p>	<p>東京電力ホールディングス株式会社 福島第一原子力発電所</p>
<p>申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期</p>	<p>令和3年1月24日</p>

工事の工程に関する説明書

項目		令和2年					
		7	8	9	10	11	12
使用済燃料 共用プール設備 設置工事	使用済燃料収納缶（大）						
						☆	△

— : 工事期間

☆ : 使用前検査

△ : 工事完了

以上

工事の工程における放射線管理に関する説明書

1. 放射線管理

(1) 検査に係る立ち入り制限

必要に応じ関係者以外の立入を制限する。

(2) 検査中の放射線管理

検査中は検査に係る者に対し、適切な指導及び助言を行う。

(3) 個人被ばく管理

線量は、電子式線量計を用いて測定する。

2. 検査場所の区域区分

福島第一原子力発電所

使用済燃料共用プール：管理対象区域

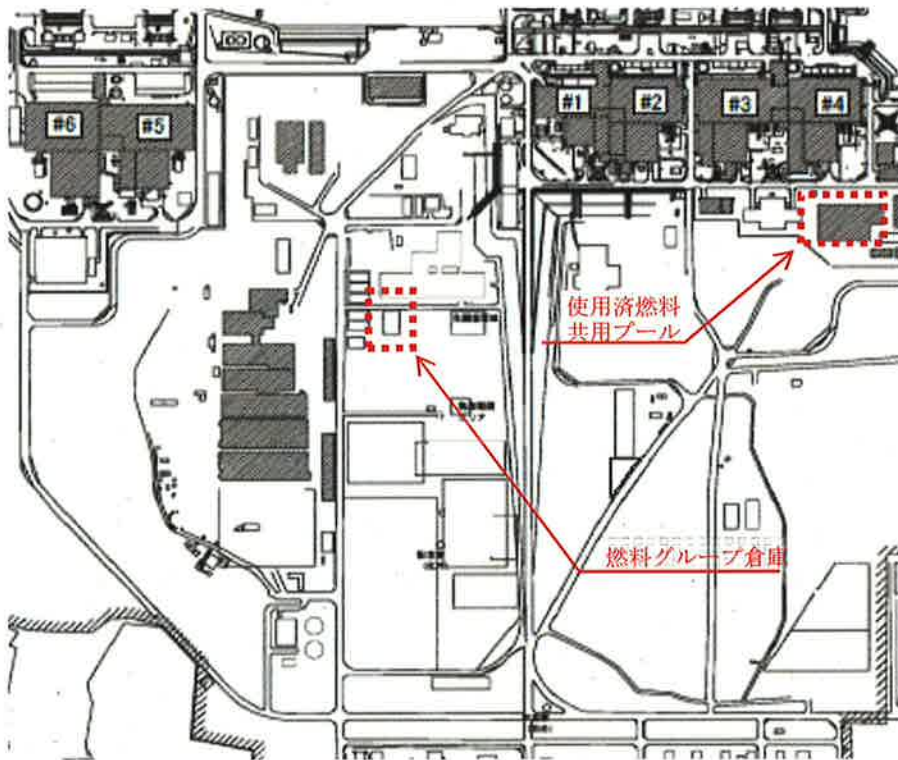
燃料グループ倉庫：管理対象区域

新事務本館：非管理区域

別添　：　検査場所図

以　上

検査場所図



福島第一原子力発電所

 : 検査場所